

よどがわ いながわ
淀川水系猪名川圏域
河川整備計画

平成28年3月

兵 庫 県

目次

まえがき	1
第1章 河川整備計画の目標に関する事項	2
1. 流域および河川の概要	2
1.1 流域・圏域の概要	2
1.2 圏域内の河川の概要	12
2. 河川整備の現状と課題	15
2.1 治水の現状と課題	15
2.2 河川利用の現状と課題	20
2.3 環境の現状と課題	22
3. 河川整備計画の目標	26
3.1 河川整備計画の対象区間	26
3.2 河川整備計画の対象期間	27
3.3 河川整備計画の適用	27
3.4 洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する目標	27
3.5 河川の適正な利用および流水の正常な機能の維持に関する目標	28
3.6 河川環境の整備と保全に関する目標	28
第2章 河川の整備の実施に関する事項	29
1. 河川工事の目的、種類および施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要	29
1.1 流下能力向上対策	29
1.2 上流部等の猪名川やその他支川における局所的な整備	31
1.3 堤防の強化（最明寺川）	33
1.4 河川環境の整備と保全	34
2. 河川の維持の目的、種類および施行の場所	35
2.1 河道の維持	35
2.2 河川管理施設の維持管理	35
2.3 許可工作物の指導・管理	35
2.4 水量・水質の保全	35
3. 河川整備を総合的に行うために必要な事項	36
3.1 河川情報の提供に関する事項	36

3.2	地域や関係機関との連携等に関する事項	38
3.3	総合治水に関する事項	39

まえがき

淀川水系猪名川圏域河川整備計画（以下「整備計画」という。）は、河川法第16条の2に基づき、兵庫県が管理する猪名川等淀川水系猪名川圏域の河川において、淀川水系河川整備基本方針（平成19年8月国土交通省策定）に即して、今後概ね30年の期間において計画的に実施すべき河川の整備内容等について定めるものである。

第1章 河川整備計画の目標に関する事項

1. 流域および河川の概要

1.1 流域・圏域の概要

淀川は、その源を滋賀県山間部に発する大小支川を琵琶湖に集め、大津市から河谷状となって南流し、桂川と木津川を合わせて大阪平野を西南に流れ、途中神崎川および大川（旧淀川）を分派して大阪湾に注ぐ、幹川流路延長75km、流域面積約8,240km²の一級河川である。

猪名川は、淀川の派川神崎川の支川であり、丹波高地の大野山（猪名川町）に端を発し、県と大阪府との境界付近を南流し、神崎川に合流する。その地理特性上、上下流・左右岸・支川ごとに、河川管理者が国土交通省、大阪府、県と複雑に異なるという特徴を持つ（図1-2）。

うち、県が管理する猪名川圏域は、猪名川流域の西部に位置し、猪名川町・川西市・宝塚市・伊丹市の3市1町にまたがり、猪名川をはじめ、槻並川、阿古谷川、原川、野尻川、一庫・大路次川、田尻川、野間川、初谷川、芋生川、矢間川、塩川、前川、最明寺川、寺畑前川、内川、箕面川、駄六川、空港川の計19河川を含む約176km²の区域である。

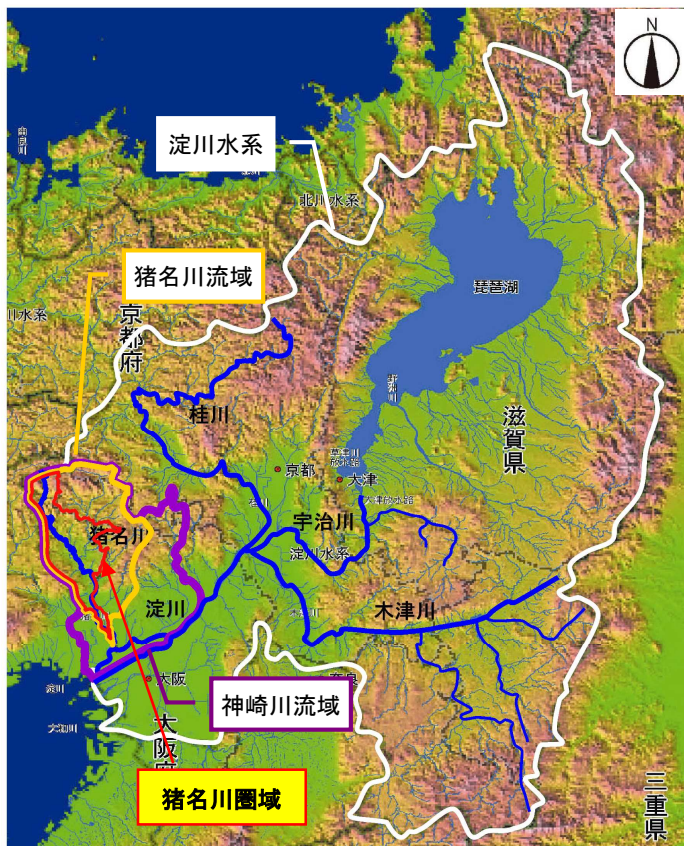
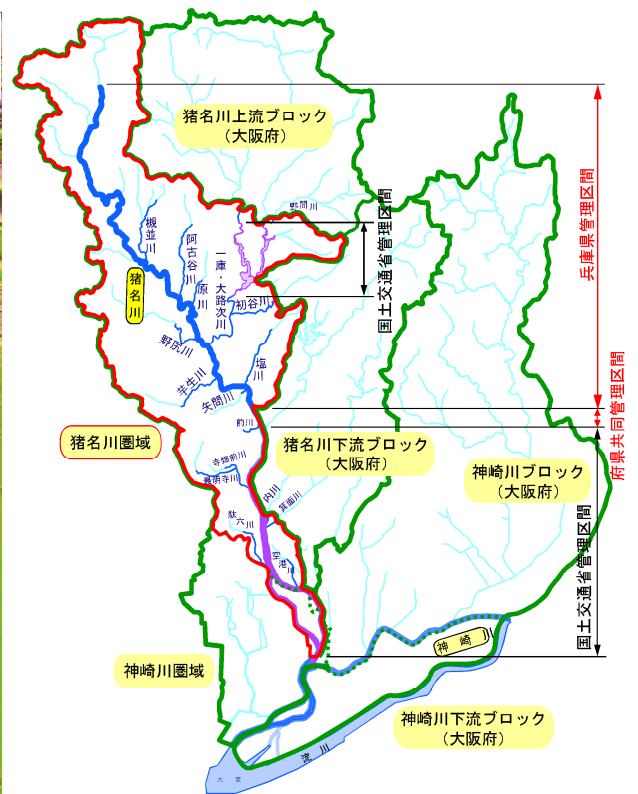


図 1-1 猪名川圏域と淀川水系



猪名川圏域（赤線の区域）は、猪名川・神崎川流域（緑線の区域）の北西部に位置する

図 1-2 猪名川圏域と猪名川・神崎川流域

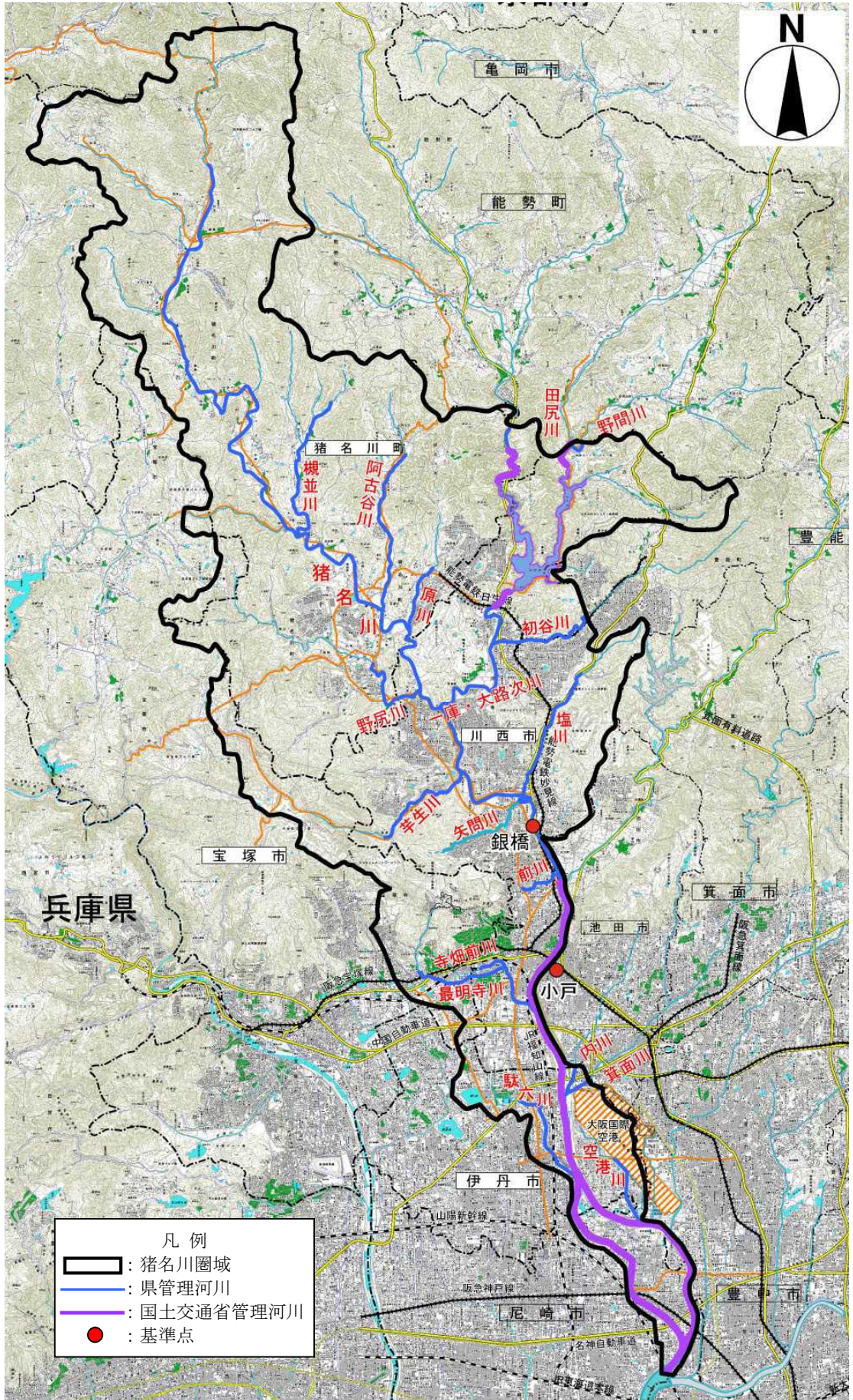


図 1-3 猪名川圏域と対象河川

(1) 地形・地質

猪名川流域の地形は、北摂山地と北摂平野の2つに大別され、その境界は鼓ヶ滝の狭窄部である。

北摂山地は、山地の他に猪名川丘陵、多田盆地および谷底低地に分けられる。

北摂平野は、千里山丘陵、池田・豊中段丘、伊丹段丘、猪名川低地に分けられ、猪名川周辺には約40km²の氾濫原が広がり、その周辺に扇状地が形成されている。

流域の地質は、古生層(丹波層群)・酸性火砕岩(有馬層群)・花崗岩類・大阪層群・段丘層(段丘礫層)・沖積層の6つからなっている。西部の流域界を縁どって、酸性火砕岩が分布し、北～東部の流域界を縁どって花崗岩類が分布している。古生層は中央部に拡がり、猪名川の流路沿いと千里山丘陵には大阪層群が分布している。また、段丘層は北摂平野における伊丹段丘・池田豊中段丘を構成しており、猪名川低地や多田盆地およびくぼ地には沖積層が分布している。

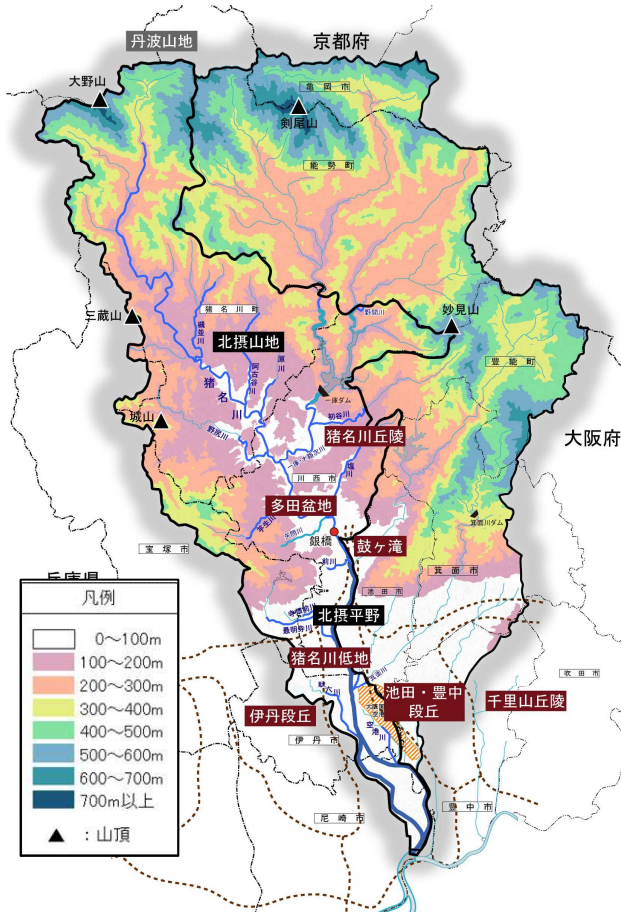


図 1-4 猪名川流域の地形

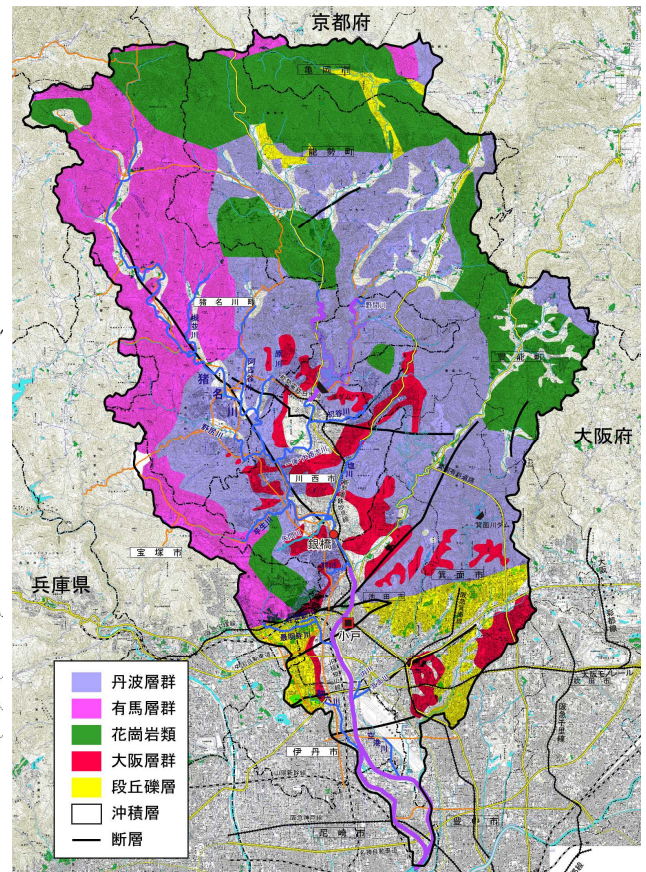


図 1-5 猪名川流域の地質

(出典：国土地理院 数値地図 50m メッシュ (標高)、H12.6 発行 猪名川河川事務所 HP 一部加筆)

(2) 気候

猪名川流域の気候は、降雨が少なく温暖な瀬戸内海気候区に属しており、気温は年平均14℃程度であり、月別では8月が最も高く26℃程度、1月が最も低く2℃程度である。

年間降水量は約1,400mmで、全国平均の1,700mmよりも少ない。月別では梅雨期の6月、7月と台風期の9月が多く、冬季の12月、1月は少ない。

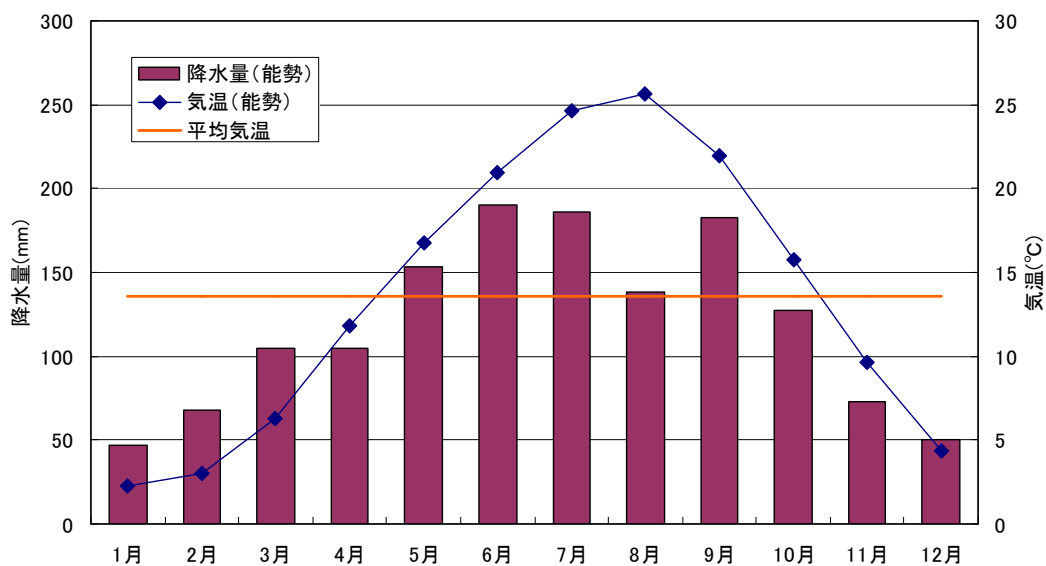


図 1-6 平均降水量の平年値と平均気温の平年値【1985～2014年】(能勢観測所)

出典：気象庁 HP

(3) 土地利用

猪名川流域の土地利用は、昭和20年頃は山地、農地が95%以上を占めており、農林業が主要産業であった。そのため、集落の多くが台地上に立地し、一部は、氾濫原の低平地より2～3m高い自然堤防上に点在していた。昭和30年代頃から始まった高度経済成長は、大都市への人口集中を促進し、猪名川流域内も阪神間のベッドタウン化が急速に進行し、山地や農地が住宅地やゴルフ場等へと替わっていった。さらに、昭和40年以降には、水源とされている山地部にも開発の波が及ぶようになり、現在では中流域から下流域を中心として典型的な都市河川の様相を呈している。

このような経緯を踏まえ、猪名川は、開発調整池の設置・改造、遊水地の保全等、流域全体で雨水の流出を抑制する「総合治水」に昭和50年代から取り組んできた河川でもある。

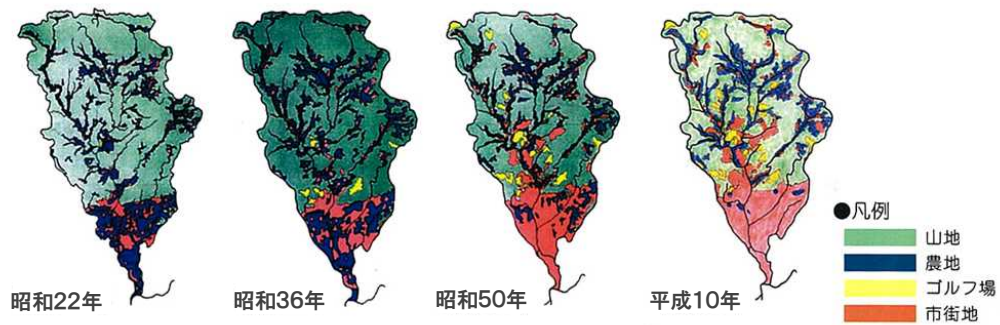


図 1-7 猪名川流域の市街化率の変遷

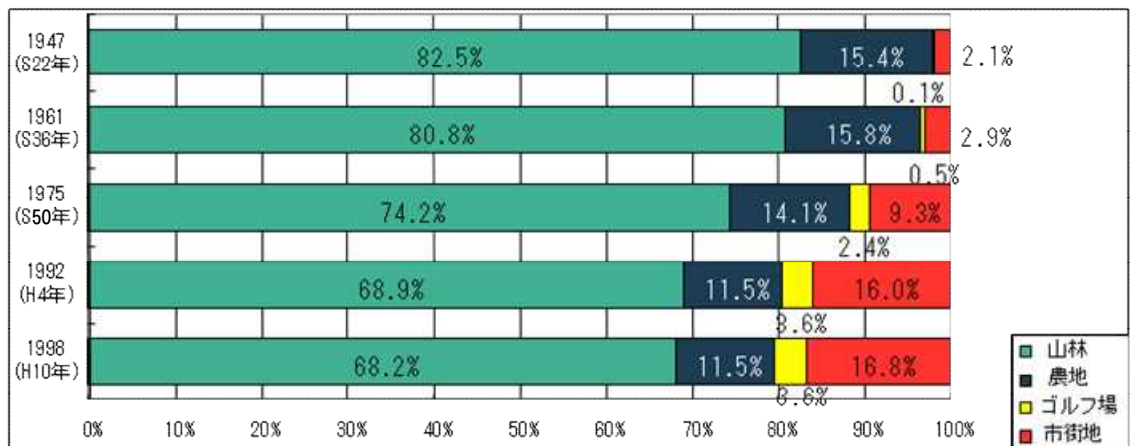


図 1-8 猪名川流域の土地利用の経年変化

(出典：「猪名川流域の総合治水対策」パンフレット 猪名川流域総合治水対策協議会)

(4) 交通

猪名川流域の鉄道交通は、JR山陽新幹線、JR福知山線、阪急電鉄、能勢電鉄がある。

道路交通は、東西方向に名神高速道路、中国縦貫自動車道が、南北方向に阪神高速11号池田線が通っているほか、流域の中流部では新名神高速道路の建設が進められている。

また、これらの陸上交通網に加え、下流部には大阪国際空港を擁し、隣接する大阪府とともに、関西における広域的、国際的な交通の要としての一端を担っている地域といえる。

(5) 自然環境

猪名川圏域の上流部(県管理区間上流端～多田大橋付近)の河床勾配は、平均的には1/100より急勾配であり、溪流の様相を呈している。部分的には急峻な溪崖地形となっており、「屏風巖」等の景勝地が見られる。山間部の蛇行区間では、瀬・淵が発達しており河床に岩盤が露出した箇所がみられ自然河川の面持ちを色濃く残している。

動物としては、渓流域を代表とするアマゴや清流の象徴であるアユ等の魚類をはじめ、天然記念物であるオオサンショウウオの確認の記録がある等、水生動物にとって良好かつ多様な生息・生育・繁殖の場となっている。

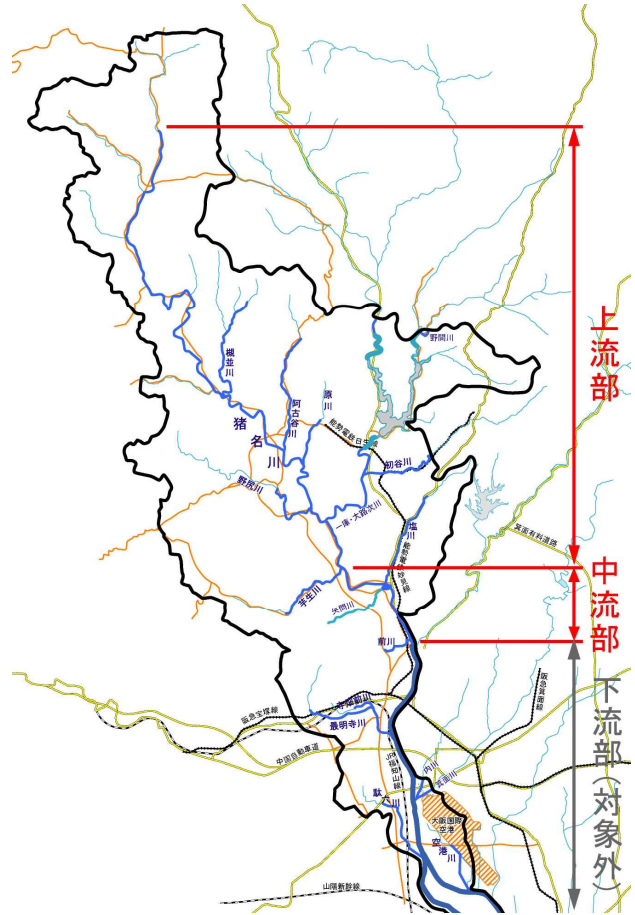


図 1-9 猪名川の河川区分

中流部(多田大橋付近～県管理区間下流端)は、河床勾配が1/100～1/300程度である。特に一庫・大路次川合流点から16km付近の多田地区までは、中流部の地形特性である丘陵地形を縫うように流下し、両岸に河岸段丘を形成しており、多田地区の銀橋付近は河床に岩盤が露出した狭窄部となっている。このため、瀬や淵が存在し、ツルヨシ等が代表的な河床植生となっている。

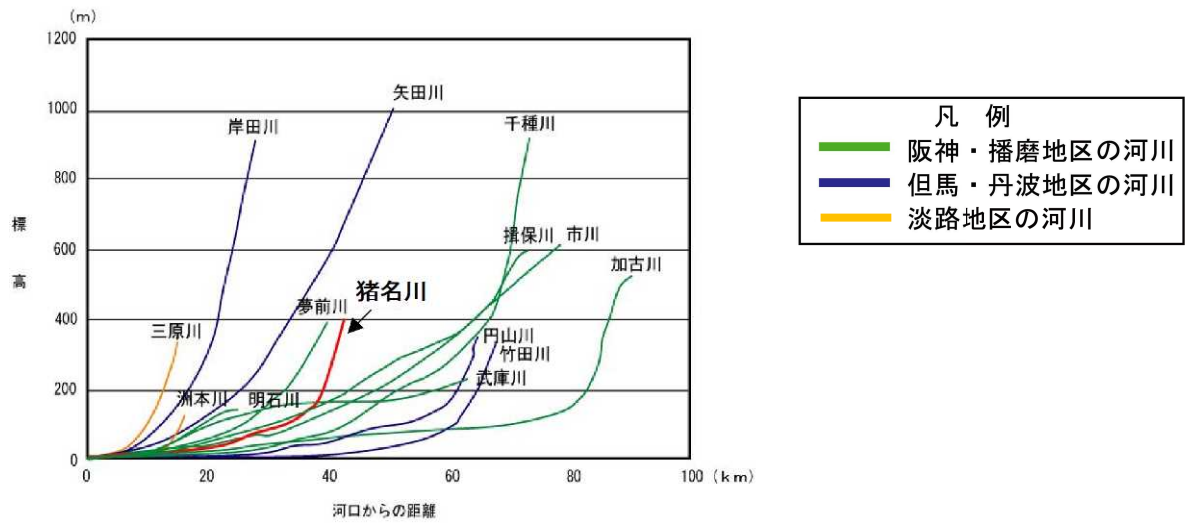
魚類としては、適度に瀬と淵が分布していることから、オイカワ等の流水域を好む種とカワムツ等の緩流域を好む種の両方が生息できる環境が整っている。



写真 1-1 屏風巖(上流部)



写真 1-2 銀橋下流(中流部)



(出典：「千種川－清流を守り育てる－」)

図 1-10 兵庫県内の主な河川の縦断地形

(6) 歴史・文化

猪名川の名前の由来は、天平3年に書かれた住吉大社神代記に説話が載っており、古くからこの地方に住みついていた山^{やまのあた}直阿我奈賀という者の名前、「あがなが」がなまったものとされている。

猪名川圏域は、東大寺大仏鑄造の際に銅を献じた
と伝えられている多田銀銅山を中心にひらけ、また、
多田院(多田神社の前身)を建立した清和源氏発祥
の地として武家文化が栄えた地域でもある。

その多田院は、明治の神仏分離令以後、多田神
社と呼ばれるようになり、現在は重要文化財(国)
や指定有形文化財(県)に指定されている。

また、猪名川では、かつてより美しい水が豊富に流れる川として、現代では、友
禅流し(～昭和20年代)や遊泳場(昭和29～34年。能勢電気軌道が鶯の森駅付近に
整備)の場として利用されていた頃もある。

その他、猪名川圏域の河川にまつわる歴史・文化に関するものとして、以下が
挙げられる。

○姫ヶ淵

猪名川町万善には、戦国時代、明智光秀の娘「佐
保姫(さほひめ)」が猪名川に身を投げ、白い蛇に化
身したという伝承が残されており、現在も「佐保姫」
という字名や「姫ヶ淵」と呼ばれる淵の名称にその
名残をみることができる(猪名川町ホームページ参
照)。



写真 1-4 姫ヶ淵

○銭取巖(ぜにとりいわ)

狭隘な溪谷地形を呈している現在の銀橋付近では、1846年から明治中頃まで沿川
道路の通行料を徴収しており、その場所を銭取巖と称していた(撰津名所図会参照)。

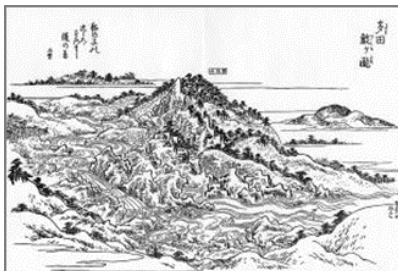


図 1-11 銭取巖(撰津名所図会より) 現在の状況(能勢電鉄滝山駅付近)



写真 1-3 多田神社

○板橋

多田大橋の下流約520mの地点には、石の上に板をのせた橋が架けられていた(平成20年頃まで)。板どうしは鎖で結ばれていたが、現在は撤去されている。



写真 1-5 板橋 (左 2 枚は橋が架けられていた当時、右 1 枚は現在)

○文殊の渡し

18世紀頃、農民が年貢米を牛の背中に載せて神崎まで津出し(港への出荷)する道中、一庫・大路次川の浅瀬を「文殊の渡し」と称して渡河していたという一説が残っている。

1.2 圏域内の河川の概要

(1) 猪名川

猪名川は、大野山（猪名川町）に端を發し、県と大阪府との境界付近を南流し、一庫・大路次川や最明寺川等のいくつもの支川と合流しながら、神崎川に合流する。神崎川合流点から前川合流点付近までは国土交通省が管理する区間、前川合流点付近から銀橋下流までは大阪府と共同で管理する区間である。

法定河川延長は約38.7km（うち兵庫県管理延長約27.3km）、流域面積は約383km²である。

(2) 空港川

空港川は、大阪国際空港の南西部に端を發し、大阪府との境界付近で猪名川（国土交通省管理区間）の左岸に合流する法定河川延長約1.8kmの河川である。

(3) 駄六川

駄六川は、伊丹市の瑞ヶ池に端を發し、JR伊丹駅付近で猪名川（国土交通省管理区間）の右岸に合流する法定河川延長約3.3kmの河川である。

(4) 箕面川

箕面川は、大阪府豊能郡豊能町高山地区に端を發し、箕面川ダムを経て箕面滝を含む箕面公園を通過して、伊丹市下川原地先で猪名川に合流する。法定河川延長約13.5km（うち兵庫県管理延長約1.1km）である。

(5) 内川

内川は、伊丹市下河原地先に端を發し、猪名川（国土交通省管理区間）の左岸に合流する法定河川延長約0.5kmの河川である。

(6) 最明寺川

最明寺川は、宝塚市の愛宕山に端を發し、寺畑前川を合流して川西市下加茂地先で猪名川（国土交通省管理区間）の右岸に合流する法定河川延長約2.7kmの河川である。

(7) 寺畑前川

寺畑前川は、宝塚市雲雀丘の丘陵に端を發し、南花屋敷地区を東流して最明寺川に合流する法定河川延長約1.1kmの河川である。平成9年の集中豪雨で床上浸水を含む甚大な浸水被害が発生したことを受け、近隣大学グラウンドの地下に調節池を設置し洪水調節を行っている。

(8) 前川

前川は、宝塚市の石切山に端を發し、猪名川（大阪府との共同管理区間）の右岸に合流する法定河川延長約1.3kmの河川である。

(9) 矢間川

矢間川は、川西市の愛宕山に端を發し、湯山台住宅団地の北を北東に流れ、川西市矢間地先で猪名川の右岸に合流する法定河川延長約0.3kmの河川である。

(10) 塩川

塩川は、大阪府豊能郡豊能町の東ときわ台に端を發し、国道477号に沿って南西に流れたのち川西市一ノ鳥居地先からは国道173号に沿って南流し、能勢電鉄の多田駅付近で猪名川の左岸に合流する法定河川延長約2.5kmの河川である。

(11) 芋生川

芋生川は、宝塚市の検見山に端を發し、川西市のけやき坂住宅団地の南を北東に流れ、多田大橋の上流で猪名川の右岸に合流する法定河川延長約3.0kmの河川である。

(12) 一庫・大路次川

一庫・大路次川は、京都市亀岡市の土ヶ畑地先に端を發し、大阪府豊能郡能勢町、猪名川町を流れたのち一庫ダムの知明湖に流入し、川西市一庫地先で猪名川の左岸に合流する。

川西市一庫地先から猪名川町民田地先までは国土交通省が管理する。

法定河川延長は約19.4km（うち県管理延長約5.2km）の河川である。

一庫ダムは、洪水調節、不特定利水の確保、水道用水の供給の機能をもった多目的ダムで、昭和57年度に完成し独立行政法人水資源機構が管理している。

(13) 田尻川

田尻川は、大阪府豊能郡能勢町吉野地先に端を發し、野間川を合流したのち一庫ダムの知明湖に流入する。法定河川延長は約12.7km（うち県管理延長約0.07km）である。

(14) 野間川

野間川は、大阪府豊能郡能勢町野間峠に端を發し、田尻川の左岸に合流する。法定河川延長は約4.6km（うち兵庫県管理延長約0.5km）である。

(15) ^{はつたに}初谷川

初谷川は、大阪府豊能郡能勢町の妙見山に端を發し、ときわ台や光風台の住宅団地を流れて川西市山下地先で一庫・大路次川の左岸に合流する。法定河川延長は約5.7km（うち兵庫県管理延長約2.9km）である。

(16) ^{のじり}野尻川

野尻川は、猪名川町の城山に端を發し、銀山地区を流れたのち肝川を合流し、石道地先で猪名川の右岸に合流する。法定河川延長は約1.8kmの河川である。

(17) ^{はら}原川

原川は、猪名川町の竜宮山に端を發し、松尾台等の住宅団地の西側を南流して柏梨田地先で猪名川の左岸に合流する。法定河川延長は約1.6kmの河川である。

(18) ^{あこたに}阿古谷川

阿古谷川は、大阪府との境界となっている三草山に端を發し、阿古谷地区を南流して柏梨田地先で猪名川の左岸に合流する。法定河川延長は約4.7kmの河川である。

(19) ^{つくなみ}槻並川

槻並川は、大阪府との境界に端を發し、槻並地区を南流して屏風巖の上流で猪名川の左岸に合流する。法定河川延長は約4.1kmの河川である。

2. 河川整備の現状と課題

2.1 治水の現状と課題

2.1.1 改修計画の変遷

猪名川における河川改修は、昭和13年7月の阪神大水害を契機として昭和15年より国により着手された。

その後、洪水の発生状況、流域内の人口・資産の急激な増大、流域開発の進展等に鑑み、昭和46年には淀川水系工事实施基本計画が改訂され、猪名川についても、洪水災害を防止する長期的な高い目標として治水安全度1/200年確率を掲げた改修の基本計画を定めた。この基本計画では、基準地点となっている小戸において、上流ダム群によって1,200m³/sを洪水調節し、あわせて河川の改修によって2,300m³/sを安全に流下させる計画とされた。

しかし、治水安全度の高い基本計画の達成には、長い年月と膨大な予算がかかるため、当面、短期に比較的少ない予算で治水安全度を高めるための段階的な整備に関する計画も必要となる。また、猪名川は流域の開発が源流に近い上流域にまで及んでいることから、河川改修やダム建設等の河川そのものに対する治水対策だけでは限界がある。これらのことから当面、概ね10年に一度起こる可能性のある規模の洪水に対して安全な整備を目標とし、計画高水流量は小戸地点で1,770m³/s、銀橋地点で1,420m³/sと定めるとともに、治水施設の整備のみならず流域対策として開発計画、土地利用計画等と連携、調整を図る総合的な治水対策を行うこととした「猪名川流域整備計画」が57年3月に策定された。これに基づき流域関係機関において総合的な治水対策が進められてきた。

平成19年には淀川水系河川整備基本方針が国により策定され、小戸地点の計画高水流量については工事实施基本計画を踏襲し、2,300m³/sと定められた。

また、平成21年には淀川水系河川整備計画が国により策定され、小戸地点の目標流量は戦後最大洪水に相当する2,100m³/sと定められた。

2.1.2 改修工事の沿革

猪名川圏域におけるこれまでの治水事業は、次に示すとおりである。

猪名川流域整備計画に基づき、県では昭和57年度より猪名川本川および支川の駄六川、一庫・大路次川において総合治水対策特定河川事業として河川改修を行っている。また、平成11年度には床上浸水の頻発する支川の寺畑前川を事業箇所を追加し、平成22年度には本川の背水の影響がある矢問川を事業箇所を追加した。

このうち猪名川本川については、特に人家が連担し、流下能力が低く、過去に浸水被害のある川西市多田地区の2,970m区間を事業区間とし、昭和57年度より主として用地の取得を進め、下流の国土交通省管理区間の河川改修が一定進捗し、工事着手に係る国との協議も整ったことから、平成7年度より事業区間の下流に位置する川西市道銀橋の上流約500m区間において改修工事に着手することとなった。

また、平成 22 年度には、下流の国土交通省管理区間（川西池田地区）において、猪名川流域整備計画に基づく整備が完了した（小戸地点 1,770 m³/s 対応）ことを受け、道路改良事業と整備時期を合わせて県道が度々冠水する御社橋から多田大橋の護岸工事に、平成 23 年度からは銀橋地点の狭窄部の部分開削工事（800m³/s→910m³/s 対応）に着手している。

駄六川においては、昭和 54 年から国土交通省管理区間上流端から国道 171 号までの約 1.8km の区間を総合治水対策特定河川事業として実施し、平成 18 年に完了した。

内川においては、平成元年から国道 171 号上流から府県境界までの約 0.3km の区間を局部改良事業として実施し、平成 7 年に完了した。

寺畑前川においては、昭和 44 年に約 0.8km の区間において災害関連事業を実施した。また、平成 11 年から約 0.9km の区間を総合治水対策特定河川事業および床上浸水対策特別緊急事業として実施し、平成 22 年に完了した。

最明寺川においては、昭和 42 年に約 3.3km の区間において河川復旧助成事業を実施し、昭和 45 年に完了した。

矢間川においては、平成 22 年から猪名川本川の背水に対処するため、約 0.3km の堤防護岸の整備を総合治水対策特定河川事業として着手し、平成 26 年度に完了した。

一庫・大路次川においては、昭和 50 年から約 1.2km の区間において局部改良事業を実施し昭和 53 年に完了した。また、昭和 54 年からは流域開発に対処するとともに一庫ダムの放流に対応するため約 2.9km の区間において、総合治水対策特定河川事業に着手し平成 25 年度に完了した。当該事業に際しては、現況で強固な岩盤が露頭している箇所や水裏部および洗掘の恐れのない箇所については、背後地の土地利用状況も考慮しつつ適宜現地形を残した整備を行った。

阿古谷川においては、昭和 48 年と昭和 51 年にそれぞれ約 2.8km、約 1.6km の区間において災害関連事業を実施した。

槻並川においては、昭和 52 年から約 1.0km の区間において、局部改良事業に着手し昭和 55 年に完了した。また、平成元年から約 2.8km の区間において県単独事業に着手し、河川改修を実施している。

（参考）一庫ダムの概要

一庫ダムは、独立行政法人水資源機構（当時：水資源開発公団）が一庫・大路次川（猪名川圏域外）に建設した洪水調節、不特定利水の確保、水道用水（2.5m³/s）の供給の機能をもった多目的ダムであり、昭和 57 年 4 月に竣工し、同機構が管理している。

2.1.3 既往出水による被害の状況

猪名川流域整備計画において整備目標とされた昭和28年9月の洪水や戦後最大の被害を引き起こした昭和42年7月の豪雨等、過去に猪名川流域は深刻な被害を受けてきた。

近年でも、数戸～数十戸の規模で家屋浸水被害が発生している。



写真 2-1 川西市多田桜木(国道173号)の浸水状況
(昭和58年9月)

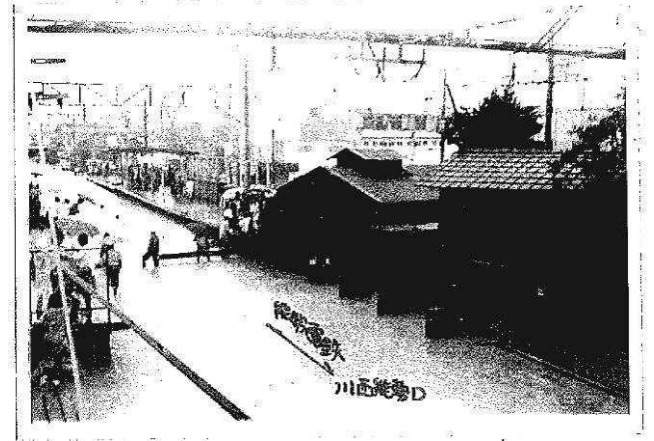


写真 2-2 能勢電鉄鼓ヶ滝駅付近の浸水状況
(昭和58年9月)

表 2-1 既往の被害の概要

発生年	要因	被害状況
昭和 13 年 7 月 3 日～7 月 5 日	梅雨前線	死者 8 人、負傷者 1 人、全壊流失 162 戸、半壊 94 戸、 床上・床下浸水 8,408 戸、田畑 1,678ha 冠水
昭和 28 年 9 月 22 日～9 月 25 日	台風 13 号	負傷者 12 人、全壊流失 41 戸、半壊 30 戸、 床上浸水 1,080 戸、床下浸水 3,910 戸、田畑 1220ha 冠水
昭和 35 年 8 月 29 日～8 月 30 日	台風 16 号	負傷者 11 人、全壊流失 25 戸、半壊 49 戸、 床上浸水 1,807 戸、床下浸水 2,541 戸、田畑 454ha 冠水
昭和 42 年 7 月 7 日～7 月 9 日	台風 7 号くずれ 梅雨前線	死者 2 人、負傷者 100 人、全壊流失 41 戸、半壊 57 戸、 床上浸水 17,653 戸、床下浸水 75,779 戸、田畑 2,120ha 冠水
昭和 43 年 8 月 27 日～8 月 29 日	台風 10 号	床下浸水 51 戸
昭和 47 年 7 月 9 日～7 月 12 日	前線	半壊 2 戸、床上浸水 55 戸、床下浸水 2,262 戸
昭和 47 年 9 月 14 日～9 月 16 日	台風 20 号	全壊流失 3 戸、半壊 6 戸、 床上浸水 95 戸、床下浸水 398 戸、田畑 47ha 冠水
昭和 58 年 9 月 24 日～9 月 28 日	台風 10 号	半壊 8 戸、 床上浸水 353 戸、床下浸水 2,854 戸、田畑 39ha 冠水
平成元年 9 月 2 日～9 月 3 日	秋雨前線	半壊 4 戸、 床上浸水 2 戸、床下浸水 44 戸
平成 6 年 9 月 5 日～9 月 9 日	豪雨 (伊丹豪雨)	床上浸水 1,365 戸、床下浸水 2,002 戸 (猪名川町を除く)
平成 9 年 7 月 2 日～7 月 18 日		床上浸水 25 戸、床下浸水 63 戸 (猪名川町・伊丹市を除く)
平成 9 年 8 月 3 日～8 月 13 日	台風 11 号	床上浸水 56 戸、床下浸水 274 戸 (猪名川町を除く)
平成 11 年 6 月 22 日～7 月 4 日		床上浸水 25 戸、床下浸水 167 戸 (猪名川町を除く)
平成 16 年 10 月 20 日	台風 23 号	床上浸水 8 戸、床下浸水 59 戸
平成 22 年 7 月 8 日～7 月 17 日	梅雨前線豪雨	床下浸水 2 戸、田畑 0.01ha 冠水 (伊丹市、川西市)
平成 24 年 7 月 20 日～7 月 22 日	豪雨	床下浸水 15 戸、田畑 0.04ha 冠水 (伊丹市、川西市)
平成 25 年 9 月 15 日～9 月 16 日	台風 18 号	床下浸水 1 戸 (猪名川町)
平成 26 年 8 月 9 日～8 月 10 日	台風 11 号	床上浸水 4 戸、床下浸水 30 戸 (猪名川町、川西市)

出典) 平成 16 年までの資料：被害は水害統計、ただし、S13、S28、S35 は「淀川水系河川整備基本方針」等

平成 22 年から平成 24 年までの資料：被害は水害統計 平成 25 年～26 年の資料：兵庫県公表資料

2.1.4 治水の課題

猪名川本川では、銀橋付近の狭窄部をはじめ、上流多田大橋までの区間が特に流下能力が低く、沿川の多田地区において家屋の浸水被害が発生する原因となっている。

なお、その上流域も流下能力が不足する区間があるものの、背後地が農地である場合が殆どである。しかし、猪名川町原地区や柏梨田地区等、地形的に道路冠水や一部家屋の浸水被害が懸念される箇所も存在する。

支川のうち、阿古谷川、原川、田尻川、野間川、芋生川、矢間川、塩川、前川、最明寺川、寺畑前川、内川、箕面川、駄六川、空港川の14河川については、所定の流下能力が確保されている。

一庫・大路次川、初谷川では、一部区間で流下能力が不足しているが、両岸ともに山付けや沿川が農地のみであり、宅地が存在しないもしくは農地よりも高い位置に立地していること等から、整備計画において計画的に整備する必要性はない。

野尻川では、一部家屋の浸水被害が懸念される箇所が存在する。

塩川の下流では、猪名川の背水による溢水が懸念される区間がある。

最明寺川の築堤区間では、パイピングやすべりに対する堤防の強度不足が懸念される箇所がある。

以上のとおり、猪名川圏域の河川整備は、下流の国土交通省管理区間との治水バランスに配慮しながら、家屋浸水被害を防止することを最優先として、本川下流区間の治水安全度を早期に向上することが喫緊の課題である。

その上で、本川上流区間や支川についても、上下流や本支川間の治水バランスを確保し得る範囲内で、道路や家屋等の浸水被害を軽減するための局所的な溢水対策等が求められる。

また、最明寺川の築堤区間において、堤防の強化が必要である。

2.2 河川利用の現状と課題

2.2.1 水利用の現状

猪名川圏域（県管理区間）では、許可水利権14件と慣行水利権58件をあわせて72件の水利用がある。許可水利権の内容は、農業用水が13件で10.7394m³/s、雑用水が1件で0.0075m³/sである。

近年の渇水状況としては、平成6年、12年、14年に取水を制限した。

なお、淀川水系河川整備基本方針において定められた、小戸地点における正常流量1.4m³/sに対し、平均渇水流量（S60～H16）は0.91m³/sと、渇水時等においては正常流量を満たしていない期間がある。

表 2-2 近年実施した取水制限(平成6年以降)

		平成6年	平成12年	平成14年
取水制限期間（全体）		H6.8.8～H7.5.12 (278日間)	H12.8.14～H12.9.12 (30日間)	H14.8.12～H14.5.28 (201日間)
最大取水 制限率および 継続日数	上水	30% (246日間)	20% (8日間)	40% (11日間)
	農水	40% (246日間)	20% (8日間)	40% (11日間)
一庫ダム最低貯水率		9.9%	32.1%	7.8%

※上表以外に平成13年、16年に、上水・農水共に取水制限率10%

2.2.2 河川空間利用の現状

猪名川圏域の猪名川沿川には、平成11年にふるさと館公園、平成12年に佐保姫公園、大島であい公園等の親水公園、千軒キャンプ場が整備され、また北田原鱒釣場でマス釣り大会が例年行われる等、河川空間が川遊びや自然観察等の親水の場として利用されている。



写真 2-3 猪名川沿川の親水公園 出典：猪名川町HP



写真 2-4 マス釣り大会 (北田原鱒釣場)

出典：猪名川町HP



写真 2-5 キャンプ・バーベキュー場 (千軒キャンプ場)

出典：猪名川町HP

2.2.3 河川利用の課題

河川利用に対する課題として、湯水時等、水利用や流水の正常な機能の維持に支障が発生する場合に、随時対応を図る必要がある。

2.3 環境の現状と課題

2.3.1 生態系の現状

(1) 上流部（多田大橋付近～県管理区間上流端）の現状

植物は、溪流沿いの河畔林や岩上に生育する環境省レッドリスト等に掲載された種（以下「重要種」という。）のエドヒガン、ユキヤナギ、フサナキリスゲ等が確認されている。上流部には人為的影響をほとんど受けていない山付け区間が残っており、原川合流点の下流付近には、水際にユキヤナギやミヤコアオイ等も確認され、河川植生と里山の植生が混生している環境がみられる。河川の在来植生では、ツルヨシ群落やネコヤナギ群落が多くみられる。水深1.5m以上の淵の分布していることや岩盤の露出・礫河床が連続している。

魚類は、重要種のウナギやアマゴをはじめ、アユ、コイ、オイカワ、カワムツ、ギギ、ドンコ、カワヨシノボリ等が確認され、種数も多くなっている。底生動物の在来種数も多く、カゲロウ、トンボ、トビケラ等の水生昆虫の種数・個体数が多くなっており、河川の多様性が高い区間となっている。

両生類・哺乳類・爬虫類は、ニホンイノシシ、ニホンジカ、キツネ等が確認されており、鳥類はカワセミ、カルガモ等の水辺に生息する鳥類に加えて、森林・草原に生息する鳥類も確認できる。重要種は下表に示す種が確認されており、確認種数も多く、動植物にとって多様な生息環境が維持されている。

その他注目すべき種としてゲンジボタルが広く分布しており、流域内各地で観察会等が開催され、地域住民に親しまれている。

一方、農業用水等の取水のための横断工作物（取水堰）が比較的多く設置されている。

表 2-3 上流部の重要種

分類	重要種
植物	サクラバハシノキ、エドヒガン、ユキヤナギ、サツキ、オオヒキヨモギ、ギボウシ属の一種、フサナキリスゲ（計7種）
魚類	ウナギ、コウライモロコ、スジシマドジョウ中型種、ドジョウ、アカザ、メダカ、オヤニラミ、ウキゴリ、アマゴ、トウヨシノボリ（計10種）
底生動物	マルタニシ、モノアラガイ、ヒラマキミズマイマイ、ヒラマキガイモドキ、マシジミ、イボビル、ミドリビル、トビケラカゲロウ属、グンバイトンボ、アオハダトンボ、キイロサナエ、ホンサナエ、アオサナエ、キイロヤマトンボ、コオイムシ、ピワアシエダトビケラ、ヨコミゾドロムシ（計17種）
両生類	イモリ、オオサンショウウオ、タゴガエル、シュレーゲルアオガエル、モリアオガエル（計5種）
爬虫類	イシガメ、ヤモリ、ジムグリ、シロマダラ、ヒバカリ（計5種）
哺乳類	ジネズミ（1種）
鳥類	チュウサギ、オシドリ、マガモ、ツミ、イソシギ、ホトトギス、ヤマセミ、カワセミ、アリスイ、ハクセキレイ、ビンズイ、カワガラス、ルリビタキ、ノビタキ、ミヤホオジロ、アオジ、シメ（計17種）

出典：(一)淀川水系猪名川ひょうごの川・自然環境調査業務報告書(H23.3)
 (一)淀川水系猪名川河川水辺の国勢調査報告書(H14.3)
 一級河川猪名川 河川水辺の国勢調査（本調査）業務報告書（H9.3）



写真 2-6 上流部で見られる重要種の例

(2) 中流部（県管理区間下流端～多田大橋付近）の現状

当該区間は、蛇行部等の河床に岩盤が露出し、瀬・淵や広い湛水域を形成する多様な環境となっており、ネザサーケネザサ群落が多くみられる。特に、銀橋周辺の露岩地にはユキヤナギがみられ、市街地内でも貴重な植生環境が残っている。

魚類は、重要種のドジョウやメダカをはじめ、コイ、フナ類、オイカワ、カワムツ、モツゴ、ムグツク、カマツカ、ギギ、ナマズ、アユ、ドンコ、カワヨシノボリ等がみられ、上流部より確認種数は多くなっている。

底生動物では、カゲロウ、トビケラ等がみられるが、上流部より出現種数は少なくなっている。

両性類・爬虫類・哺乳類はニホンイノシシ、ニホンジカ、キツネ等が確認されている。

鳥類では、カイツブリ、キンクロハジロ、ハシビロガモ等がみられる。重要種はオシドリ、ヤマセミ、カワセミ等13種が確認されている。

表 2-4 中流部の重要種

分類	重要種
植物	ユキヤナギ (計1種)
魚類	カワヒガイ、コウライモロコ、ドジョウ、メダカ (計4種)
底生動物	モノアラガイ、ヨコミゾドロムシ (計2種)
両生類	イモリ、シュレーゲルアオガエル、モリアオガエル (計3種)
爬虫類	イシガメ、ヤモリ、ジムグリ (計3種)
哺乳類	ジネズミ (1種)
鳥類	チュウサギ、オシドリ、マガモ、ツミ、イソシギ、ホトトギス、ヤマセミ、カワセミ、ハクセキレイ、ルリビタキ、ノビタキ、アオジ、シメ (計13種)

出典：(一)淀川水系猪名川ひょうごの川・自然環境調査業務報告書(H23. 3)

(一)淀川水系猪名川河川水辺の国勢調査報告書(H14. 3)

一級河川猪名川 河川水辺の国勢調査(本調査)業務報告書(H9. 3)



写真 2-7 中流部で見られる重要種の例

(3) 外来種の現状

生物多様性に悪影響を及ぼす外来種として、魚類ではオオクチバスやブルーギル、両生類ではウシガエル、爬虫類ではミシシippアカミミガメ、哺乳類ではヌートリアやアライグマが確認されている。植物ではアレチウリ、オオカワジシャ、ナンキンハゼ、トウネズミモチ、外来アゾラ等が確認されており、市街地を流れる駄六川や最明寺川等において、外来アゾラ属やトウネズミモチ等の群落率が高くなっている状況である。また、アレチウリに関しては、猪名川本川の上流、中流とも繁茂しており、特に中流はかなりの繁茂が見られ、一庫・大路次川等でも群落を形成している箇所がある。

2.3.2 水文化・景観の現状

市街地を流れる中流部では、宅地等が河岸に近接している一方、河道には露岩や河畔林等の川らしい景観が残されている。

2.3.3 水質の現状

猪名川の環境基準は、箕面川合流点より上流がA類型、下流がB類型とD類型であり、県管理区間の環境基準はA類型に該当する。猪名川の銀橋地点では、平成8年(1996年)まではBOD(75%値)が現行の基準値(A類型2.0mg/l以下)を上回っていたが、その後、徐々に改善され、平成9年(1997年)以降では、A類型の環境基準値を下回っている。

支川(最明寺川、内川、駄六川)では環境基準は設定されていないものの、近年5ヶ年(2009~2013年)において、流域内で最も厳しいA類型の環境基準値を下回っている。

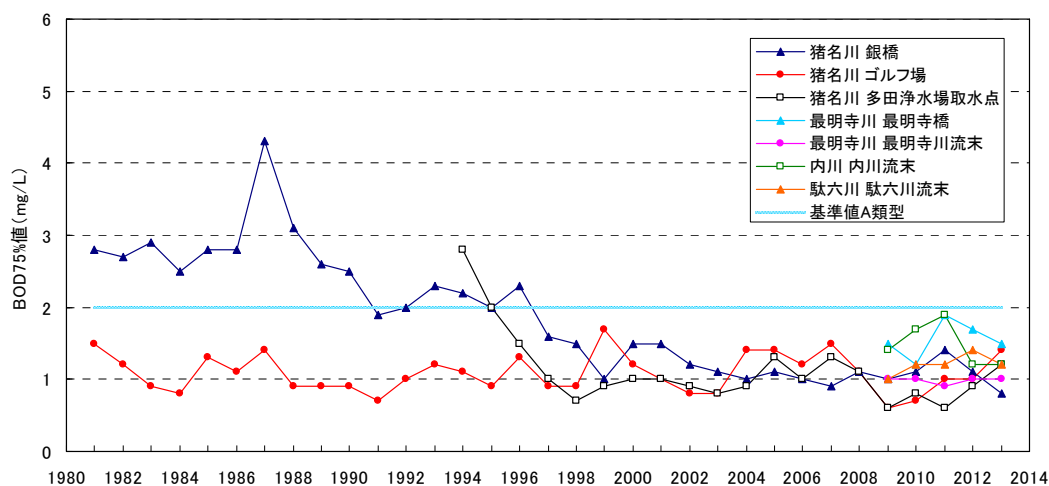


図 2-1 BOD75%値の経年変化図

出典：1981【S56】～2008【H20】年：国立環境研究所HP、
2009【H21】年～2013【H25】年：兵庫県農政環境部

2.3.4 環境の課題

河道改修等による多種多様な動植物の生息・生育環境や猪名川らしい河川景観の改変をできる限り最小限に抑えるように配慮するとともに、外来種による生物多様性への悪影響とその拡大を防ぐ必要がある。

また、横断工作物が魚類等の縦断方向への移動の阻害を軽減できるよう、配慮する必要がある。

その他、現在、猪名川圏域においては、数多く公共工事等が実施されているが、これらの事業に伴って多くの河岸樹林が伐採されるなど河川環境に与える影響や、公共事業完了後の河川近隣に新設された道路照明等によるホタル等水棲生物の生息環境への影響なども懸念される。

3. 河川整備計画の目標

3.1 河川整備計画の対象区間

整備計画の対象区間は、猪名川圏域に位置し、県が管理する全ての法定河川とする。

表 3-1 整備計画の対象河川および県管理延長

河川名	河川延長(m)	河川名	河川延長(m)
いな 猪名川	27,339	やとう 矢間川	300
つくなみ 槻並川	4,080	しお 塩川	2,530
あこたに 阿古谷川	4,650	まえ 前川	1,300
はら 原川	1,600	さいみょうじ 最明寺川	2,686
のじり 野尻川	1,800	てらはたまえ 寺畑前川	1,130
ひとくら おおろじ 一庫・大路次川	5,175	うち 内川	475
たじり 田尻川	73	みのお 箕面川	1,091
のま 野間川	500	だろく 駄六川	3,300
はつたに 初谷川	2,920	くうこう 空港川	1,760
いもお 芋生川	3,000	—	—

3.2 河川整備計画の対象期間

整備計画の対象期間は、概ね30年間とする。

3.3 河川整備計画の適用

河川整備計画は、「安全ですこやかな川づくり」「自然の豊かさを感じる川づくり」「流域の個性や水文化と一体となった川づくり」「水辺の魅力と快適さを活かした川づくり」を基本理念とした「“ひょうご・人と自然の川づくり”基本理念・基本方針」を踏まえ、地域の社会状況、自然状況、河道状況等に関する分析と検討を行い、河川の整備を計画的に実施することを目的として策定するものである。

そのため、策定後にこれらの状況が変化した場合や、新たな科学的知見が得られた場合等は、適宜、整備計画を見直すものとする。

3.4 洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する目標

猪名川において、下流の国土交通省管理区間との上下流バランス、これまでの改修状況等を踏まえ、戦後最大の被害を発生させた昭和42年7月洪水と同程度※の洪水（年超過確率1/20）に対応することとし、銀橋地点における流量1,400 m³/sを目標とする。

改修途上における施設能力以上の洪水、計画規模を上回るような洪水の発生に対しては、情報伝達体制や警戒避難体制の整備を行うとともに、ハザードマップ活用の支援や防災意識を高める取組を行う等、情報の提供と共有による地域住民主体の防災活動を支援し、総合的な被害軽減対策を、関係機関、住民等と連携して推進する。

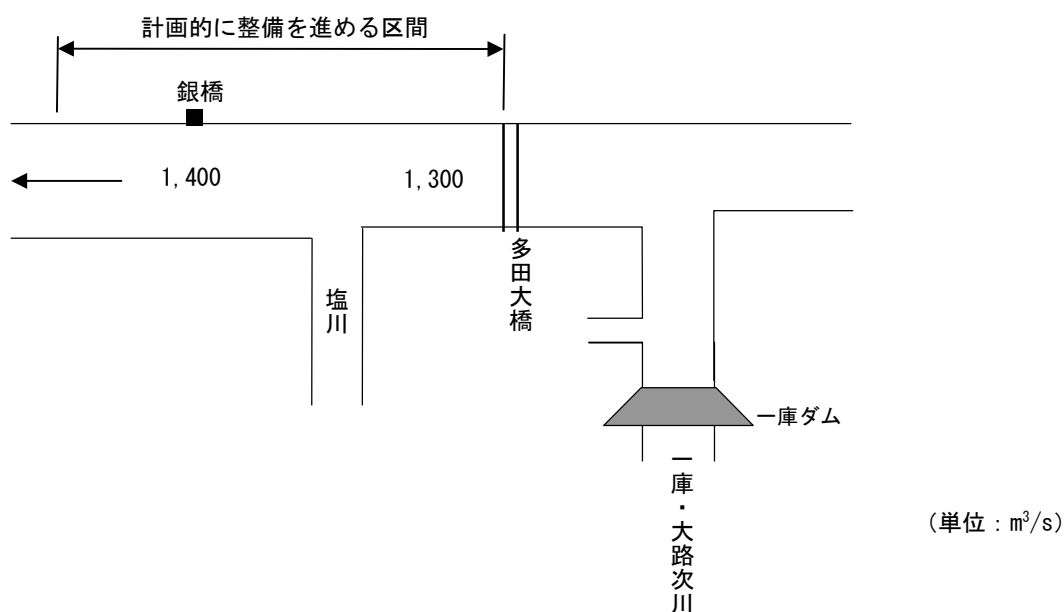


図 3-1 河川整備計画目標流量配分（猪名川）

※ピーク流量が同程度であることを意味する。

3.5 河川の適正な利用および流水の正常な機能の維持に関する目標

河川水の利用に関しては、河川流況を把握し、限られた水資源を有効活用する観点から、関係機関、地域住民と連携して、節水意識の向上、水の再利用を含めた適正かつ効率的な水利用を啓発し、都市用水および農業用水の安定供給、並びに水質、動植物の生息・生育・繁殖環境の保全の観点も含めた流水の正常な機能を維持するため必要な流量の確保に努める。

また、渇水、震災等の緊急時には、国土交通省猪名川河川事務所、兵庫県企業庁、市町、農業水利権者等関係機関・関係者等との連携により、水利用調整の円滑化に努める。

3.6 河川環境の整備と保全に関する目標

3.6.1 生態系

河川の整備を実施する区間においては、必要な河積を確保した上で、当該箇所生態系を支える重要な河川環境である露岩、瀬・淵、水辺の植生および河畔林等の可能な限りの保全・再生を図り、生物多様性の確保に努める。

猪名川等において、河川横断工作物等が生物の移動を阻害している場合には、必要に応じて魚道を整備する等して、移動の連続性の確保に努める。

また、アレチウリ等の外来種の分布状況を把握するとともに、それらが生態系や在来種に与える影響を踏まえ、関係機関・住民等との連携を図りながら、駆除や拡散防止等に努める。

加えて、河川近隣での公共工事等、河川環境への影響が懸念される場合においては、関係事業者等に対し、河川環境への影響が回避または低減されるよう助言する等、適宜連携を図る。

3.6.2 水文化・景観

河川の整備を実施する区間においては、必要な河積を確保した上で、川に関する歴史文化的な景観ならびに川らしさを感じるような風光明媚な景観の確保に努める。

3.6.3 親水

水辺での散策、水遊び等の快適さを感じる利用ができるよう、現在の利用状況、地域の要望等を踏まえて、地域の人々の親水体験や活動の場となるような水辺の確保および良好な水質の維持に努める。

また、本川から取水している利水用水路等は、地域の身近な親水空間や水棲生物の生育の場ともなっていることから、河川区域内だけではなく、そのような近隣の環境も含め、用水路等の管理者および地域と連携した多面的な環境配慮に努める。

第2章 河川の整備の実施に関する事項

1. 河川工事の目的、種類および施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要

1.1 流下能力向上対策

整備計画の目標流量に対して流下能力が不足する区間において、現地の状況に応じて築堤、河道拡幅および河床掘削によって河積の増大を図る。

なお、河川の整備に際しては、下流の国土交通省管理区間や神崎川の整備状況を踏まえて、整備手順や時期について、国や大阪府と十分協議・調整しながら実施するものとする。

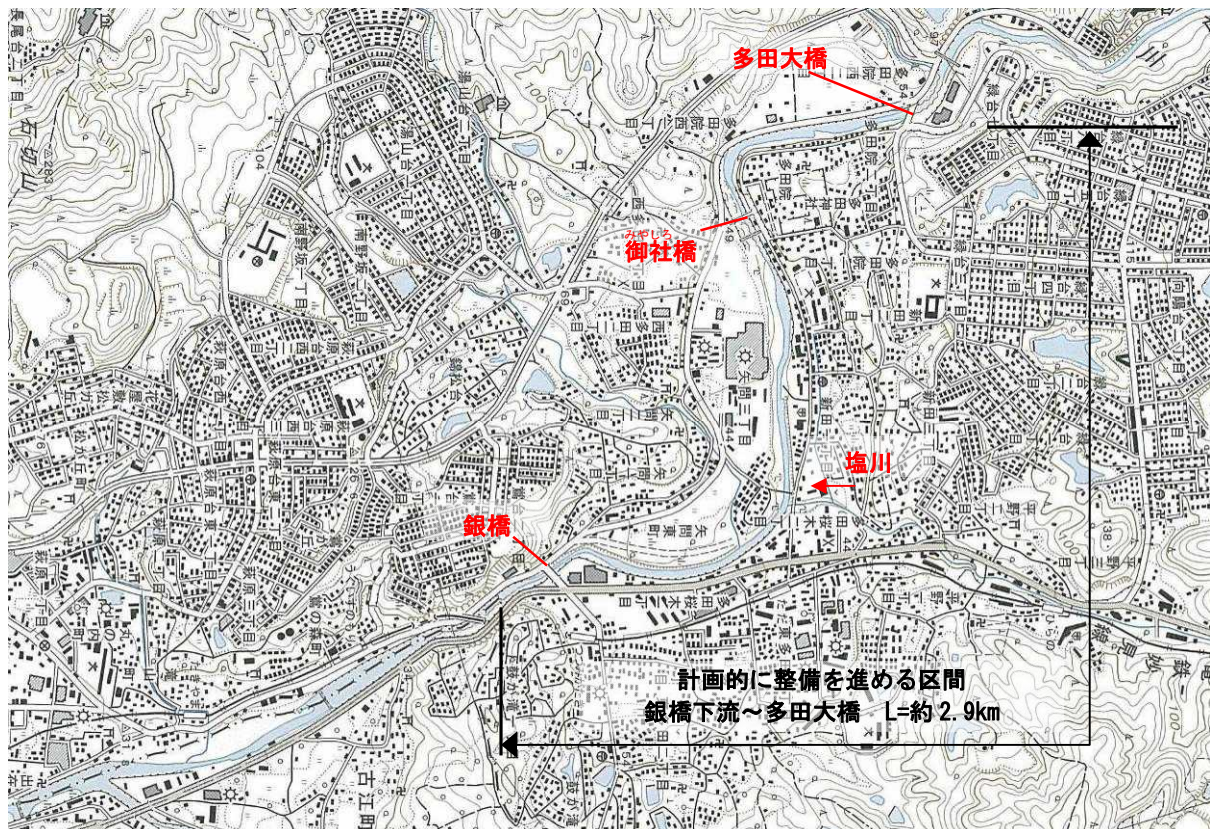


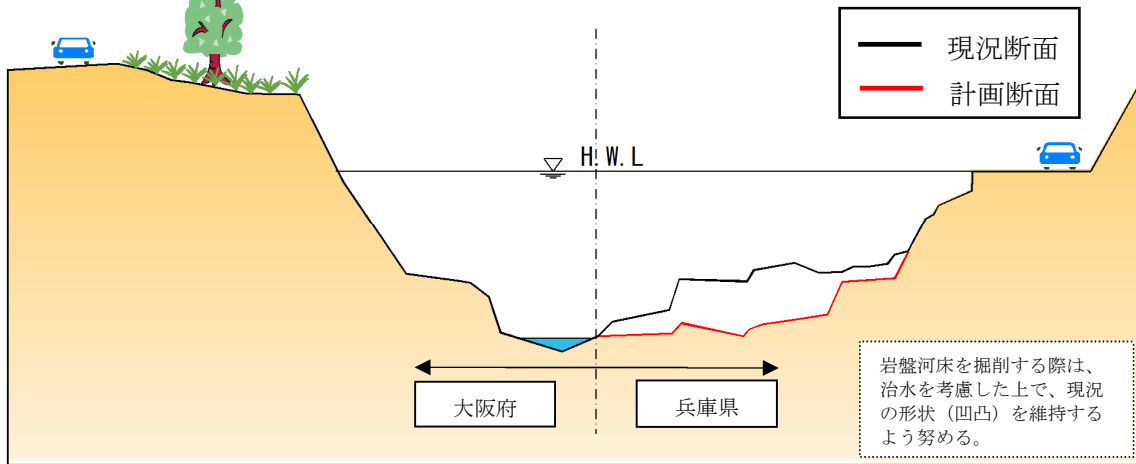
図 1-1 流下能力向上対策実施区間（平面図）

表 1-1 流下能力向上対策の施行の場所

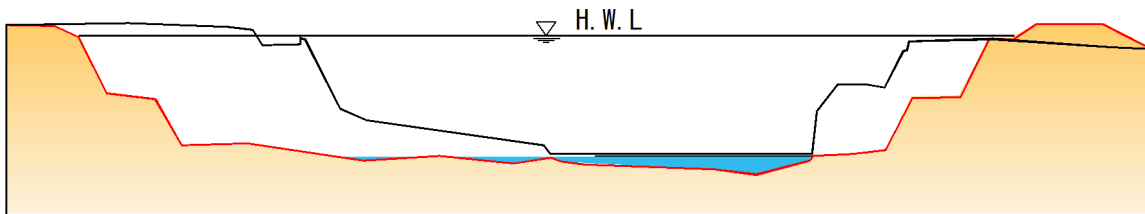
河川名	施行の場所	延長	施行内容
猪名川	銀橋下流～多田大橋	約 2.9km	河道拡幅、築堤、護岸、河床掘削、橋梁架替、背水対策

※橋梁架替については、橋梁管理者との協議の上実施する。

1. 16km 付近（大阪府との共同管理区間）

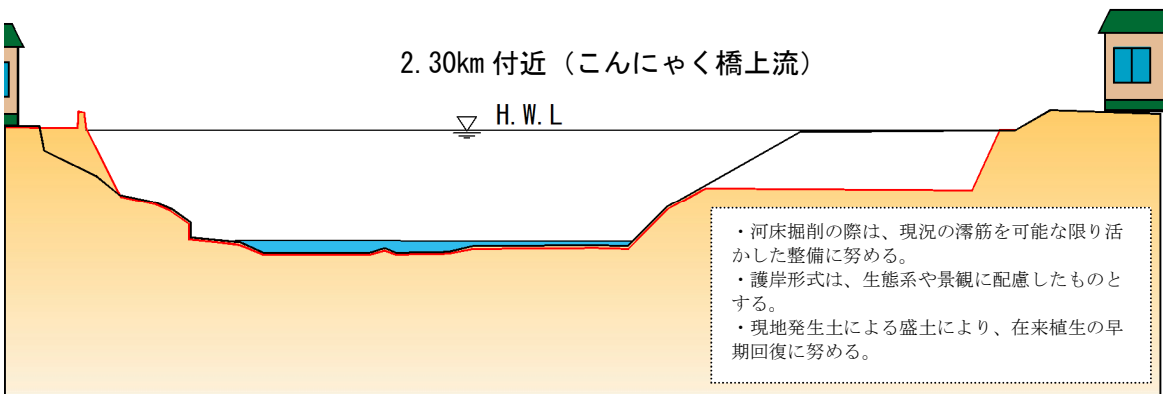


1. 40km 付近（銀橋上流）



河床掘削の際は、現況の滞筋を可能な限り活かした整備に努める。

2. 30km 付近（こんにやく橋上流）



3. 40km（御社橋上流）

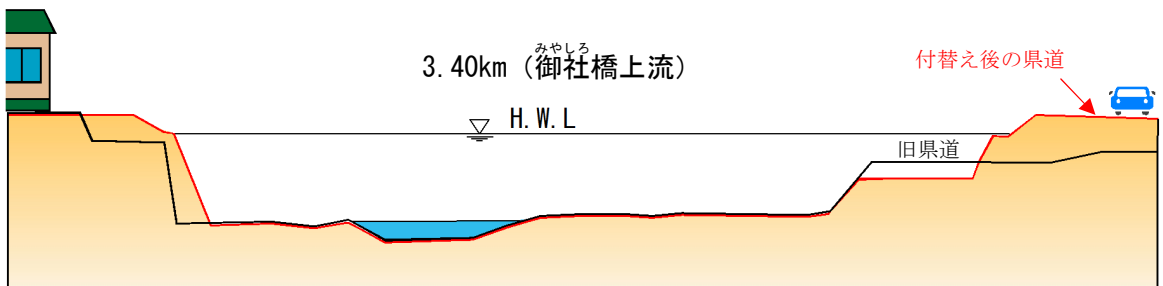


図 1-2 整備横断イメージ(猪名川)

1.2 上流部等の猪名川やその他支川における局所的な整備

狭隘な地形で平坦地が狭い溪谷部や家屋が点在する上流部等において、上下流バランスを踏まえた抜本的な流下能力向上対策を講じるためには、長年の歳月と多大な費用を要する。

したがって、当該箇所における浸水被害を早期に軽減させることを目的として、流下能力が不足し、かつ近年の洪水により沿川の家屋や道路等が頻繁に浸水した以下の箇所を対象として、局所的な浸水被害軽減対策を実施する。

なお、実施に際しては道路管理者等と連携し、下流の河道形態や沿川の土地利用状況等を踏まえ、下流域の浸水被害を拡大させることがないように十分留意した上で施工規模等を検討する。

表 1-2 局所的な浸水被害発生箇所一覧表

河川名	地区	保全対象(浸水被害軽減対象施設)
猪名川	原	道路 (概ね 80m)
	柏梨田	道路 (概ね 40m)
	北田原・南田原	道路 (概ね 50m)
	笹尾	家屋 (1 戸)・道路 (概ね 200m)
	矢間	道路 (概ね 120m)
野尻川	石道	集落 (石道字芝向地区)
槻並川	槻並	道路 (概ね 50m)

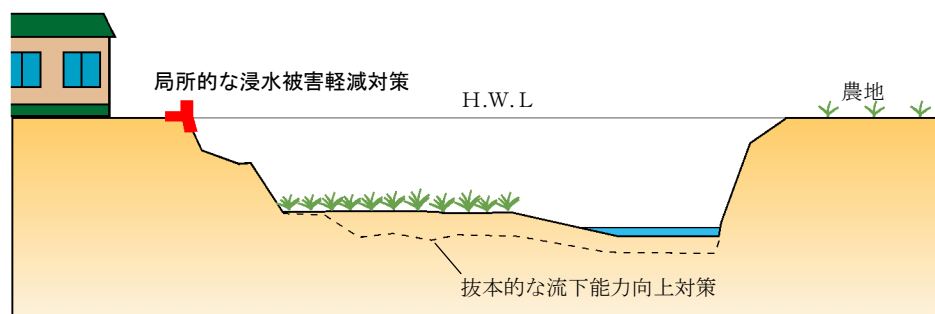
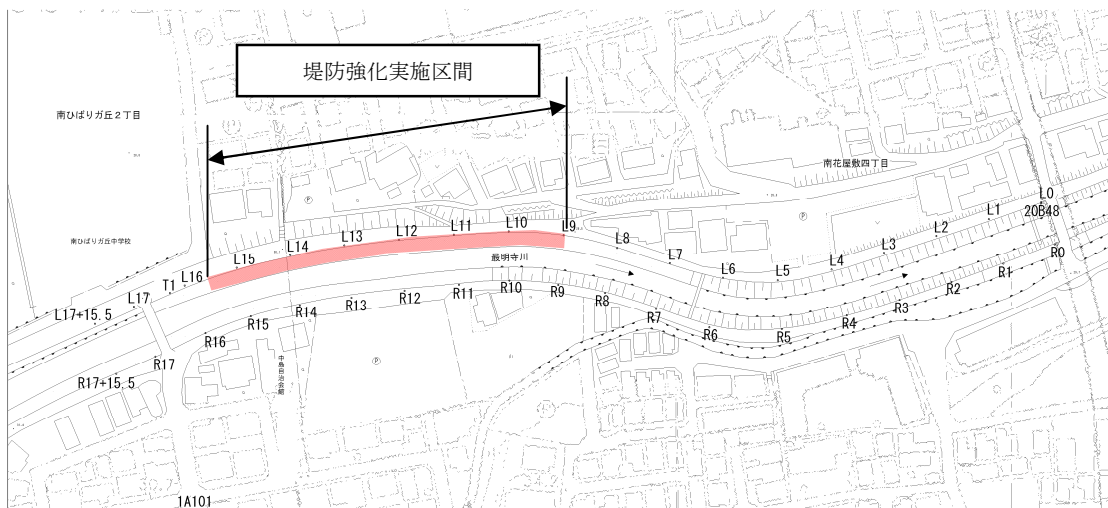
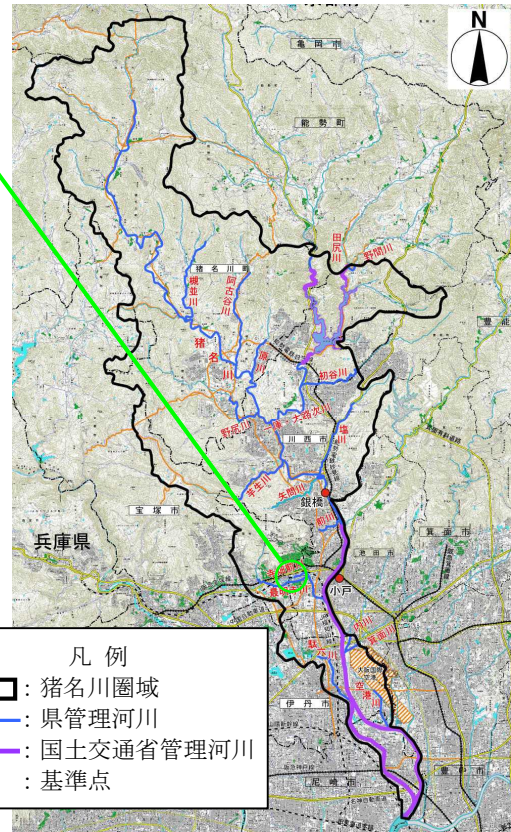


図 1-3 局所的な浸水被害軽減対策の整備イメージ

1.3 堤防の強化（最明寺川）

整備計画の対象河川に対して既存堤防の安全性を検討した結果、最明寺川の堤内地盤と堤外地盤（河床）との高低差が大きく、洪水時の堤体内地下水水位上昇に伴い堤防を構成する土がゆるみ、破堤等を招くおそれがある区間において、堤防の強化（遮水シートの設置等*）を実施する。

■最明寺川



*施工内容は、今後の詳細検討の結果、変更する場合がある。

図 1-5 堤防の強化を実施する箇所（最明寺川）

1.4 河川環境の整備と保全

河川環境の整備と保全に関しては、河川水辺の国勢調査等によって生態系を確認するとともに、生態系についての知識を深め、新しい知見を踏まえながら河川整備を行い、良好な河川環境の整備と保全を図るものとする。

猪名川圏域の河川における生物多様性や歴史文化的な景観や川らしさを感じる風光明媚な景観を確保・保全するため、治水機能を確保しつつ、露岩の形状、瀬・淵、濤筋、水辺の植生および河畔林等の保全・再生に努める。

さらに、猪名川上流部の井堰等、落差が大きく魚類等の遡上を阻害している横断工作物については、当該工作物の管理者と調整の上、魚道を設置する等、縦断的な連続性の確保に努める。

また、河川工事を実施する際には、重要種（動植物）への影響を回避または該当種を移植等することによって生態系の保全・再生に努めるほか、濁水や土砂の流出を抑制する。

なお、外来種については、分布状況や在来種への影響を把握し、関係機関・住民等と連携を図りながら、駆除や他地域への拡散防止に努める。

2. 河川の維持の目的、種類および施行の場所

河川の特長、整備の段階を考慮し、洪水等による災害の防止・軽減、河川の適正な利用および河川環境の整備と保全といった治水・利水・環境の視点から、調和がとれた機能が十分に発揮できるよう、占有者および関係機関と調整を図り、緊急時の水利用にも配慮し適切な維持管理を実施していく。

2.1 河道の維持

堆積土砂等については、洪水時の流下能力を維持するため、適宜、河川状況を把握し、撤去等の対策を実施する。

河川敷については、市街地部における貴重な人と自然とのふれあいの場としての利用が促進されるよう、関係機関や河川愛護団体等と連携して、除草等の環境整備を実施する。

また、不法投棄・不法占有等が認められる場合は、関係機関と連携して、これらの撤去や指導を行う。

2.2 河川管理施設の維持管理

猪名川圏域内の河川では、駄六川のように既往の整備から長い時間が経過し、老朽化している堤防、護岸等の河川管理施設が見られる。したがって、当該河川管理施設の機能を十分に発揮させるため、日常の河川の巡視により現状を把握し、危険箇所、老朽箇所の早期発見とその補修に努める。

親水施設等については、集中豪雨による急激な水位上昇時における利用者の安全に配慮した管理を行う。

2.3 許可工作物の指導・管理

許可工作物として設置されている井堰および橋梁等が河川管理において支障となることが予想される場合には、施設管理者において速やかに点検・修理等を実施するように指導・監督を行う。

河川占有に係る新たな工作物の設置や施設の改築等については、整備計画および他の河川利用との整合を図りつつ、治水・利水・環境の観点から支障をきたさない範囲で許可する。また、不法投棄・不法占有については、必要に応じて関係機関と連携し、適切に対処する。

2.4 水量・水質の保全

適正な河川管理のため、関係機関との連携のもと、定期的な水量や水質のデータの収集・把握に努める。

また、良好な水質を維持できるよう河川清掃活動等を通じて、住民の水質に対する意識の向上を図る。水質事故が発生した場合は、関係機関との連携により問題箇所の早期発見、適切に対処に努める。

3. 河川整備を総合的に行うために必要な事項

3.1 河川情報の提供に関する事項

洪水等が発生した場合に被害を極力抑えるために、平時より関係機関、地域住民等と密接な連絡や協力を保ち、降雨時における雨量・水位等の情報を速やかに提供し、地域の水防活動の支援に努める。

具体的な情報提供の取組として、県では、水防団、消防機関の出動等の目安となる氾濫注意水位、洪水時の避難・誘導活動の判断材料のひとつとなる避難判断水位等を設定し、河川の水位や雨量に関するリアルタイム情報と合わせて、水防に関する情報を“フェニックス防災システム”により関係行政機関の防災担当部局へ提供している。

一般向けには、県のホームページで公開している兵庫県 CG ハザードマップで、降雨量毎の浸水状況等の防災情報マップおよび動画を用いた防災学習のページ等を掲載しているほか、兵庫県防災気象情報や国の“川の防災情報”で、水位や雨量の情報をリアルタイムに配信している。また、河川の状況を映像で把握できるよう笹尾水位観測所地点等、河川監視カメラを設置しインターネットで配信している。

さらに、地上デジタルテレビ放送による災害関連情報（避難勧告・指示、避難所開設、河川の水位・雨量）の提供も行われている。

また、日常の河川情報の提供としては、河川愛護月間等における行事、水防演習、各種イベント等を通じて、河川に関する広報活動を強化し、治水・利水・環境に関する意識の向上を図る。

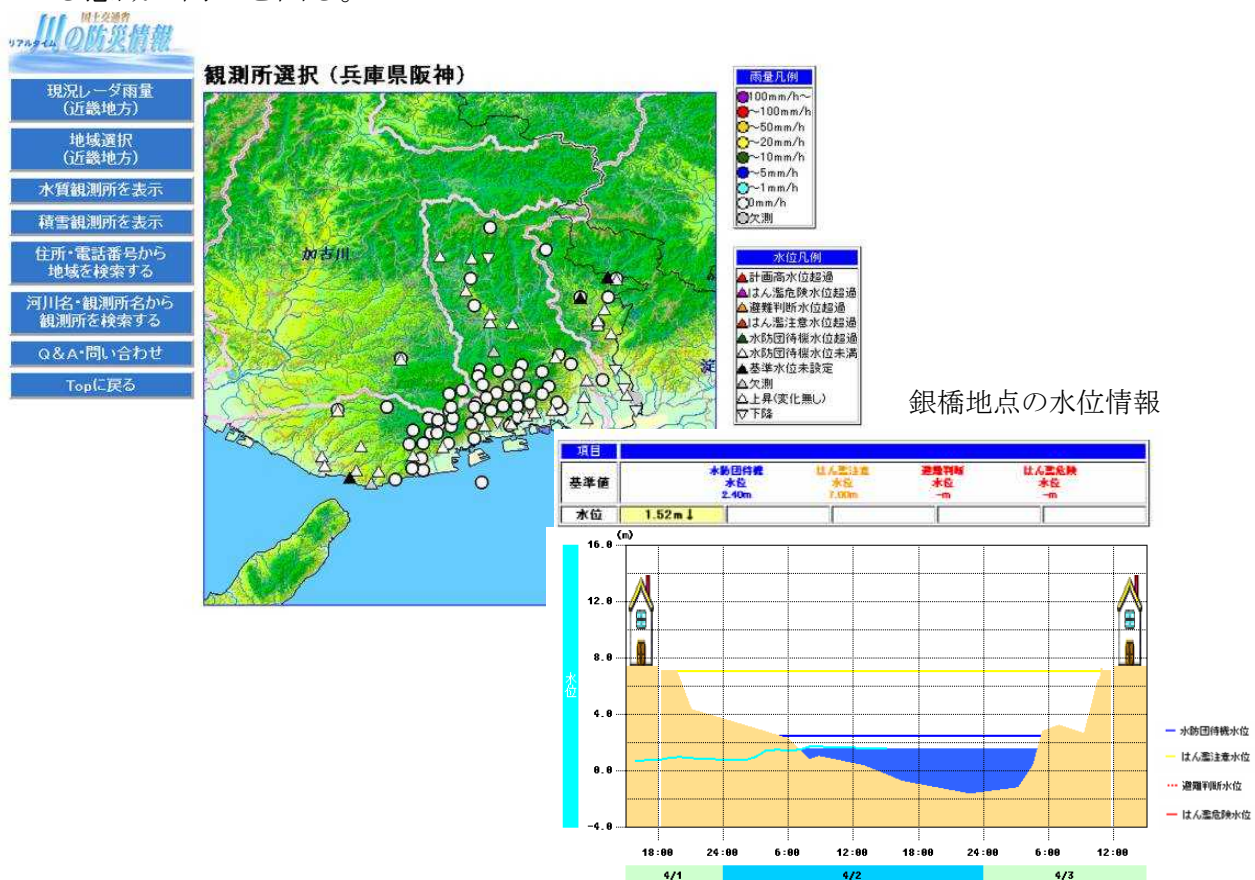


図 3-1 川の防災情報（雨量・水位観測地点）

モニタ場所 笹尾 (川辺郡猪名川町笹尾)



平常時の画像



現在の水位

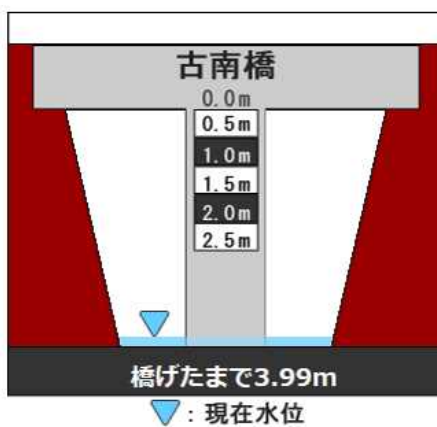


図 3-2 兵庫県河川監視カメラシステム (笹尾水位観測所)



図 3-3 兵庫県 CG ハザードマップ (イメージ)

3.2 地域や関係機関との連携等に関する事項

(1) 他の河川管理者との連携

猪名川の下流を国土交通省が、また、銀橋下流左岸および一部の支川上流部を大阪府が、一庫ダムを独立行政法人水資源機構が管理している。このため、河川工事、維持管理、水防活動等の実施にあたっては、各管理者と緊密に連携する。

特に、猪名川の河川工事に際しては、上下流の治水上のバランスを保つため、下流を管理する国土交通省や大阪府と、実施時期等について十分に調整を図る。

(2) 下水道管理者との連携

猪名川圏域内では、下水道管理者において、内水を排除するための下水道ポンプや雨水流出を抑制するための下水道雨水貯留浸透施設が整備されている。これらは、河川（外水）の洪水とも密接に関連することから、今後も引き続き、下水道管理者（伊丹市、宝塚市、川西市、猪名川町）と連携する。

(3) 河川愛護の促進

猪名川をはじめとする猪名川圏域内の河川では、NPO 法人や地域住民団体が清掃美化活動を行っている。

県は、「ひょうごアドプトプログラム」等を通じてこれら活動を支援するとともに、地域住民の参画と協働のもと、河川愛護の取組を促進する。



◆アドプト活動

団体名：こんにやく橋河畔整備隊

活動箇所：こんにやく橋周辺



◆河川美化活動（流域一斉クリーン作戦）

主催：猪名川クリーン作戦実行委員会

活動箇所：猪名川流域(尼崎市～猪名川町)

写真 3-1 河川愛護活動の写真

3.3 総合治水に関する事項

猪名川流域整備計画（昭和57年3月）に基づくこれまでの雨水貯留等の取組に加え、総合治水条例（平成24年4月1日施行）に基づき平成27年3月に策定した「阪神東部（猪名川流域圏）地域総合治水推進計画」を踏まえ、校庭、ため池等を活用して雨水を一時的に貯留・地下に浸透させる流域対策や、ハザードマップの充実や避難体制の強化等、浸水被害が発生してもその被害を軽減する減災対策を組み合わせた『総合治水』に国、県、市町、県民相互の連携のもと取り組む。

【参考】阪神東部（猪名川流域圏）地域総合治水推進計画に掲げた「これまで」および「今後」の総合治水の取組事例（流域対策）

注）[]は取組主体

(1) 調整池の設置および保全

- ・1ha以上の開発に対する重要調整池の設置 [開発者]
 - ・市独自基準による調整池等の設置指導 [宝塚市・伊丹市]
 - ・既存施設の適正管理 [施設管理者]
- （上記取組みを継続できるよう連携していく。）



調整池(猪名川町内)

(2) 土地等の雨水貯留浸透機能

- ・学校、公園、庁舎等における雨水貯留浸透機能の確保に努める。[施設所有者]
- ・雨水貯留タンク設置費助成を継続実施する。[市町]
- ・水田、ため池における雨水貯留機能の向上 [施設所有者] と普及啓発・技術的助言に努める [県・市町]



学校(校庭)における雨水貯留(川西南中学校)



庁舎(駐車場)における浸透舗装(県伊丹庁舎)



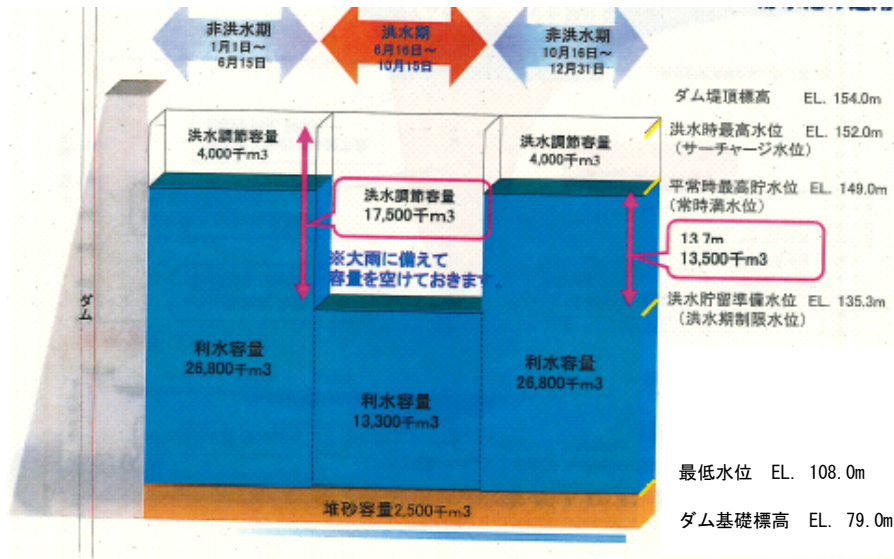
雨水貯留タンク(川西市)

【今後の取組予定施設】

- ・県営伊丹野間住宅（駐車場）[県]
- ・県立尼崎高等学校（校庭）[県]
- ・(仮称)中央公園 [川西市]

(3) 貯水施設の雨水貯留容量の確保

ダム・ため池等における大雨前の水位下げ等に努める。[施設所有者]



一庫ダムでの水位下げ(6～10月)

(4) ポンプ施設との調整

関係機関の連携のもと、河川の溢水や堤防決壊等を回避するため、ポンプ運転調整のルールづくりを目指す。[国・県・市町]

(5) 遊水機能の維持

河川対策の進捗や周辺土地利用の動向等を踏まえ、遊水機能を有する土地の保全に努める。

(6) 森林の整備および保全

- ・「新ひょうごの森づくり：第2期対策（平成24～33年度）」を推進する。[県・市町]
- ・住民参画型森林整備(森林ボランティア)の支援を継続する。[市町]
- ・「災害に強い森づくり：第2期対策（平成23～29年度）」を推進する。[県・市町]